

○北九州市保健所運営協議会条例

平成9年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、北九州市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関代表
- (2) 医療関係団体代表
- (3) 福祉関係団体代表
- (4) 学校保健関係者代表
- (5) 職域保健関係者代表
- (6) 市民代表
- (7) 識見を有する者
- (8) 市職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、協議会を代表し、議事その他の会務を処理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健所において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(北九州市保健所運営協議会条例の廃止)

2 北九州市保健所運営協議会条例(昭和 38 年北九州市条例第 38 号)は、廃止する。